

京都市告示第561号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年 1 月 1 5 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
深草緯280号線	伏見区深草藤田坪町3番地の8地先から 同区深草西川原町2番地の3地先まで	メートル 162.50	メートル 8.51 ~ 16.04
岩倉190号線	左京区岩倉村松町108番地の10地先から 同町108番地の6地先まで	284.80	6.00 ~ 12.60
岩倉191号線	左京区岩倉村松町82番地の1地先から 同町84番地地先まで	129.60	6.40 ~ 8.18
岩倉自歩1号線	左京区岩倉村松町115番地の7地先から 同町108番地の10地先まで	12.60	6.00 ~ 7.60

(建設局土木管理部道路明示課)